

労働者の心の健康が確保された明るい職場実現を



愛知労働局長 熊谷毅

です。

愛知県における業務上
疾病による被災者数はこ
こ数年若干の増加傾向に
あります。平成21年

は369人となり、前年
より79人(17・6%)の
大幅な減少となりました。

平素は、労働行政の運
営に格段のご理解、ご協
力を賜り厚く御礼申し上
げます。

さて、全国労働衛生週
間は、昭和25年に第1回
が実施されて以来、本年
で第61回を迎えます。こ
の間、本週間は、国民の
労働衛生に関する意識を
高揚させ、事業場における
自主的な労働衛生管理
活動を通じた労働者の健
康の保持増進と快適な職
場環境の形成に大きな役
割を果たしてきたところ

策等の充実強化を図り、
心の健康づくりの取り組
みを推進することが大き
な課題となっています。
このような状況を踏ま
え、「全国労働衛生週間
実施要綱」に基づき、労
使一丸となつて着実な取
り組みを行い、労働者の
健康確保及び快適職場形
成促進を図ることが重要
です。

まず、メンタルヘルス
対策に関しては、経営ト
ップが積極的に推進する
ことを表明し、トップダ
ウンにより社内体制を構
築した上で、衛生委員会
等の調査審議において、
メンタルヘルスケアに関
する事業場の現状とその
問題点を明確にするとと
もに、その問題点を解決
する具体的な実施事項等
についての基本的な計画
(「心の健康づくり計画」)
を策定・実施することが
必要です。また、心の健
康づくり計画の実施に当
たつては、「セルフケア」、
「ラインによるケア」、
「事業場内産業保健スタ

ッフ等によるケア」及び
「事業場外資源によるケ
ア」の4つのメンタルヘ
ルスケアが継続的かつ計
画的に行われるよう、教
育研修や情報提供が行わ
ることも必要です。

職場環境の改善、メン
タルヘルス不調者への対
応及び職場復帰のための
支援などが各事業場にお
いて的確に実施されるこ
とが望まれますが、これ
らのメンタルヘルス対策
が円滑に行えるよう、愛
知産業保健推進センター
内にメンタルヘルス対策
支援センターを設置し、愛
媛県のメンタルヘルスケアに
する取り組みの相談に対
応できる体制を作りまし
たので、ご活用をお願い
します。

次に、定期健康診断に
関しては、第11次労働災
害防止計画の目標として、
「健康診断結果における
有所見率の増加傾向に歯
止めをかけ減少に転じさ
せること」を掲げていま
す。この目標を達成する
ためには、定期健康診断

及びその結果に基づく事後措置の的確な実施に加え、労働者に対する継続的な運動指導、栄養指導、保健指導等の実施、さらには、労働者自らが自主的に、自発的に健康管理に取り組むことが必要です。

労働衛生管理活動を的確に推進し健康確保のための対策の徹底を図るためには、衛生管理者、産業医等の選任及び衛生委員会等の設置などによる

生マネジメントシステム（OSHMS）を導入することが有効です。まだ導入されていない事業場においては、導入に向けての早急な取り組みを是非ともお願いします。

近年、労働者のメンタルヘルス不調など心の健康問題が重要な課題となつていていることを踏まえ、心の健康維持・増進を図るために、全員参加でメンタルヘルス対策に取り組むことを掲げています。経営トップの強い決意とリーダーシップのもと、労働者、管理監督者、産業保健スタッフ等がそれぞれの役割と責任を認識し、組織的かつ積極的な取り組みにより、労働者の心の健康が確保される明るい職場が実現されるよう祈念します。

本年度の全国労働衛生週間のスローガンは、「**心の健康維持・増進
全員参加でメンタルヘルス**」です。



第61回全国労働衛生週間スローガン

心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス

愛知労働局の
ホームページをご利用下さい。

労働基準監督署、ハローワークの地図、相談窓口、労働関係情報等を掲載しています。

アドレス
問い合わせ先
愛知労働局総務部企画室
052-972-0252
<http://www.alichi-rodo.go.jp/>